

市町村障害福祉担当部（課）長 様
（長野市を除く）

長野県健康福祉部長

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例等の施行に伴う留意事項について（通知）

平成24年（2012年）10月31日付け24障号外により通知したとおり、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第80条第1項の規定に基づく「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例」（平成24年長野県条例第64号）（以下「条例」という。）及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例施行規則」（平成24年長野県規則第17号）は、平成25年4月1日から施行されます。

については、条例等の施行に伴う留意事項について、下記のとおり整理しましたので、御了知願いますとともに、貴市町村内の地域活動支援センターに対する周知徹底について御配慮をお願いします。

記

第1 基本方針（条例第2条）

- (1) 条例第2条第4項における、地域活動支援センターの利用者に対する人権の擁護に必要な体制の整備については、虐待の防止のほか、条例で新たに「差別の禁止」を加えたところである。「差別の禁止」にも配慮して人権擁護に関する責任者の配置、研修の実施などを通じて従業者の人権意識の高揚に努めること。

第2 運営に関する基準

(1) 運営規程（条例第3条）

地域活動支援センターの適正な運営及び利用者に対する適切なサービスの提供を確保するため、条例第3条各号に掲げる事項を内容とする規程を定めることを義務付けたものであるが、条例で新たに次の事項を定めることとしたので留意すること。

① 営業日及び営業時間（第3号）

利用者のサービス選択に資するため、新たに営業日及び営業時間を運営規程に定めることとしたものである。

② 緊急時等における対応方法（第7号）

利用者の安全安心を確保する観点から、条例第4条に緊急時等の対応に関する規定を新たに設けたため、運営規程にその対応方法を規定することとしたものである。

③ その他運営に関する重要事項（第10号）

サービスの質の向上や利用者の安全安心の確保を目的として、次の事項を規定することが望ましいこと。

ア 苦情解決の体制

- イ 身体拘束等を行う際の手続き
- ウ 衛生管理等
- エ 秘密保持等の措置
- オ 事故発生時の対応
- カ 協力医療機関（協力医療機関がある場合に限る。）

(2) 緊急時等の対応（条例第4条）

利用者の安全安心を確保する観点から、地域活動支援センターの従業者は、現にサービスの提供を行っているときに、利用者の病状に急変が生じた場合その他必要な場合は、運営規程に定められた緊急時の対応方法に基づき、医療機関への連絡を行うなどの必要な措置を講じなければならないことを条例で新たに規定したものである。

(3) 非常災害対策（条例第5条）

- ① 「消火設備その他の非常災害に際して必要な設備」とは、消防法（昭和23年法律第186号）その他法令等に規定された設備をいう。
- ② 「非常災害に関する具体的な計画」とは、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第3条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。
- ③ 「関係機関への通報及び連絡体制」とは、災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業者に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえよう体制作りを求めるものである。

特に、定期的に防災マニュアルの確認を全従業者が行うなど、日ごろから従業者の防災意識を高めておくことが必要である。

また、地元自治会等との災害時協力体制に関する協定、他の施設との災害時の利用者受入れに関する協定等を締結しておくことが効果的であること。

- ④ 避難訓練等について、地域活動支援センターは、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第3条第10項及び第11項の規定により、あらかじめ消防機関に通報した上で、年2回以上消火訓練及び避難訓練を実施しなければならないこととされていること。
また、当該訓練は施設の立地条件に応じて災害の種類（火災、風水害、地震、土砂災害等）や時間帯（昼間、夜間）等の様々な状況を想定して実施することが望ましいものである。
- ⑤ 備品や工作物の落下・転倒防止の対策を講じておくことが望ましいこと。

(4) 身体拘束等の禁止（条例第6条）

利用者の安全安心を確保する観点から、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないことを条例で新たに規定したものである。

緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合にあっては、次の3要件が満たされていることを担当職員個人による判断ではなく、組織として慎重に検討、判断することが必要であること。

なお、事前に利用者やその家族から文書によりの同意を得ておくことが望ましいが、その場合であっても、その都度、身体拘束等の必要性の判断が必要となること。

- ①切迫性 利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
(身体拘束等を行うことによる本人の日常生活に与える悪影響を勘案し、それでもなお身体拘束等が必要となる程度まで危険性が高いことを確認)
- ②非代替性 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと

(まず、身体拘束等を行わずに支援する全ての方法を検討し、他に代替手段が存在しないことを確認)

③一時性 身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

(本人の状態等に応じて必要とされる最も短い時間であること)

また、上記の3要件を満たすことを確認した上で、身体拘束等を行う場合は、次の4つの記録を整備しなければならないこと。

①身体拘束等の態様

②身体拘束等の時間

③身体拘束等の際の利用者の心身の状況

④緊急やむを得ない理由

なお、身体拘束等を解消するための計画を作成し、身体拘束等の解消に努めることが望ましいこと。

(5) 記録の整備 (条例第8条)

サービスの提供に関する諸記録のうち、条例第8条第2項に規定するものについては、当該サービスを提供した日から、少なくとも5年以上保存しておかなければならないものであるが、会計に関する書類も同様に扱うことが望ましいこと。

なお、「その完結の日から」とは、次のとおり判断すること。

ア 条例第7条に規定するサービスの提供の記録

サービスを提供した日から5年間

ウ 条例第6条第2項に規定する身体拘束等の記録

身体拘束等を行った日から5年間。ただし、当該身体拘束等に伴う苦情、市町村による調査等があった場合は、苦情の解決又は調査等の完結した日から5年間とする。

エ 条例第19条第2項に規定する苦情の内容等の記録

苦情解決した日から5年間

オ 条例第20条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

当該事故に係る措置が完了した日から5年間 (例えば、改善措置を講じ、市町村に改善報告をした日から5年間等)

(6) 利用者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等 (条例第13条)

利用者やその家族等に対して寄付金を強要することや、曖昧な名目による不適切な金銭の支払いを求めることを禁じる趣旨である。

生産活動に係る材料費は、利用者から徴収することはできないものであるので留意すること。

(7) 工賃の支払 (条例第15条)

工賃については、「就労継続支援事業利用者の労働者性に関する留意事項について (平成18年10月2日付け障障発第1002003号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)」の(2)のエに「利用者の技能に応じて工賃の差別が設けられていないこと。」と定められているので、その趣旨を踏まえて工賃の支払いに当たって留意すること。

「技能に応じて」とは、成果物の出来栄等をいうものであって、作業内容や成果物の出来高に応じて工賃に差を設けることは差し支えないこと。

(8) 衛生管理等 (条例第17条)

次に掲げる感染症又は食中毒が発生した場合は、感染症にあつては保健福祉事務所健康づくり支援課、食中毒にあつては保健福祉事務所食品・生活衛生課あてに報告すること。

(平成17年2月22日付け社援発0222002号厚生労働省社会・援護局長通知、平成17年2月

22日付け16厚第794号社会部長通知)

ア 同一の感染症若しくは食中毒又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間以内に2名以上発生した場合

イ 同一の感染症若しくは食中毒又はそれらによると疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合

ウ 上記以外であって、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

(9) 秘密保持等 (条例第18条)

条例第18条第2項に規定する「必要な措置」とは、具体的には、地域活動支援センターの従業者が、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めを置くなどの措置を講ずべきこととするものである。

(10) 苦情解決 (条例第19条)

① 苦情解決の仕組みの指針については、平成12年6月7日付け障第452号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知が発出されているので参照すること。

特に、苦情解決に当たっての中立性や客観性を確保する観点から、第三者委員の活用が効果的であること。

② 条例第19条第1項にいう「必要な措置」とは、具体的には、相談窓口、苦情解決の体制及び手順等、当該施設における苦情を解決するための措置を講ずることをいうものである。当該措置の概要については、利用者等にサービスの内容を説明する際に説明するとともに、当該施設内に掲示することが望ましい。

③ 同条第2項は、苦情に対し地域活動支援センターが組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情（地域活動支援センターが提供したサービスとは関係のないものを除く。）の受付日、内容等を記録することを義務付けたものである。

また、地域活動支援センターは、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行うべきである。

利用者によるサービス選択に資するとともに、サービスの質や信頼性の向上を図る観点から、個人情報を除いて、苦情解決の結果を広報誌や事業報告書等により公表するよう努めること。

(11) 事故発生時の対応 (条例第20条)

利用者が安心してサービスの提供を受けられるよう、地域活動支援センターは、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに県、市町村及び当該利用者の家族等に対して連絡を行うとともに必要な措置を講じ、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならないが、このほか、以下の点に留意するものとする。

① 地域活動支援センターは、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合の対応方法をあらかじめ定めておくことが望ましいこと。

② 地域活動支援センターは、賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくことが望ましいこと。

③ 地域活動支援センターは、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。

また、「福祉サービスにおける危機管理（リスクマネジメント）に関する取り組み指針」（平成14年3月28日福祉サービスにおける危機管理に関する検討会）が示されているので、参考にされたい。

なお、リスクマネジメントの視点を取り入れた業務の見直しと取組としては、日常業務を事故防止の観点から再点検し、サービスの標準化と個別化を図るとともに、利用者の動きの把握、目配りを欠かさない体制づくり、記録と報告の積み重ね、自主的な業務マニュアルづくり、ヒヤリ・ハット事例の収集と活用、現場の知恵や意見を生かすQCサークル活動、継続的かつ定期的な職場内研修等が有効であると考えられること。

- ④ 次に掲げる重大な事故が発生した場合は、条例第20条第1項の規定による連絡のほか、平成19年2月26日付け18障第439号長野県社会部長通知に基づき、保健福祉事務所福祉課あてに事故報告書を提出すること。

- ア 利用者の無断外出（外部の協力により捜索活動が必要となる場合）
- イ 利用者の死亡（事故等の場合は診断書の写しを添付）
- ウ 利用者が概ね1月以上入院することが見込まれる場合
- エ 事故等により損害賠償が生じる場合
- オ その他施設長が必要と認める場合

| | |
|--------|-------------------------------------|
| 担 当 | 障害者支援課 施設支援係 (課長) 佐藤則之、(担当) 藤木秀明 |
| 電 話 | 026-235-7149 |
| F A X | 026-234-2369 |
| e-mail | fuku-shisetsu@pref.nagano.lg.jp |